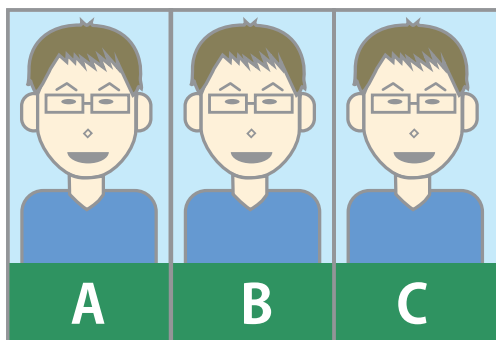


Medical Gate ご利用範囲について

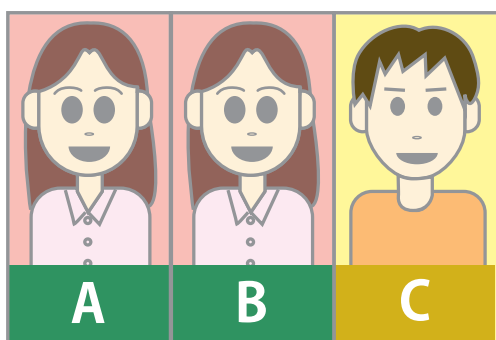
「Medical Gate」あと払いサービスを利用いただけるご利用範囲は下記の通りです。

A=申込者(ご契約者) B=利用者(患者さん) C=支払い名義人(カード名義人)



1 A=申込者(ご契約者)、B=利用者(患者さん)、C=支払い名義人(カード名義人)がすべて同一人の場合、A=申込者(ご契約者)による利用申込みにより利用いただくことができます

なおB=利用者(患者さん)が 1) 未成年者 2) 成年被後見人のいずれかの場合で、A=申込者(ご契約者)が 1) 親権者 2) 成年被後見人である場合は、①A=申込者(ご契約者)のご同席および申込時にB=利用者(患者さん)の同意を得たものとして、②A=申込者(ご契約者)による利用申込みによりご利用いただけます

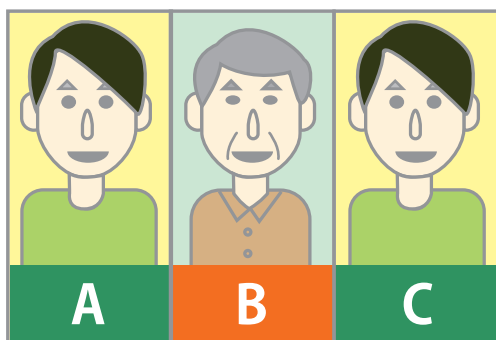


2 A=申込者(ご契約者)とC=支払い名義人(カード名義人)が異なる場合であっても下記の手続きにより利用いただくことができます

(例えば)ご主人のカード支払いで奥様が利用される場合

A=申込者(ご契約者)とC=支払い名義人(カード名義人)のご関係が、①2親等以内のご親族(内縁関係を含む)であれば、②A=申込者(ご契約者)による利用申込みおよびC=支払い名義人(カード名義人)による同意書への署名に加えて、③C=支払い名義人(カード名義人)の本人確認書類(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、3か月以内に発行された住民票のいずれか)のコピーをご提出いただくことによりご利用いただけます

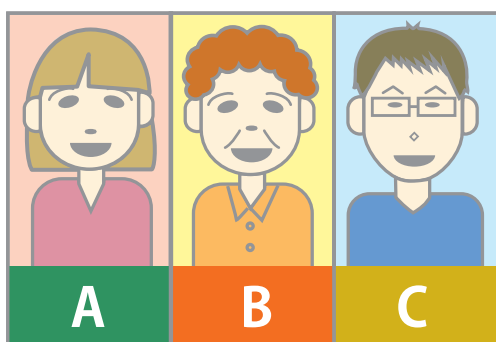
※ただし必要に応じてA=申込者(ご契約者)にもご本人確認を求められる場合がありますのであらかじめご承知おきください



3 A=申込者(ご契約者)とB=利用者(患者さん)が異なる場合であっても下記の場合にはご利用いただけます

(例えば)高齢のお父さん(お母さん)に代わって息子さん(娘さん)が利用申込みされる場合

A=申込者(ご契約者)とB=利用者(患者さん)のご関係が、①2親等以内のご親族(内縁関係を含む)であれば、②A=申込者(ご契約者)による利用申込みおよびB=利用者(患者さん)による同意書の提出に加えて、③B=利用者(患者さん)のご同席、④A=申込者(ご契約者)の本人確認書類(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、3か月以内に発行された住民票のいずれか)のコピーをご提出いただくことによりご利用いただけます



4 A=申込者(ご契約者)、B=利用者(患者さん)、C=支払い名義人(カード名義人)がすべて異なる場合であっても下記の場合にはご利用いただけます

A=申込者(ご契約者)とB=利用者(患者さん)およびC=支払い名義人(カード名義人)それぞれのご関係が、①A=申込者(ご契約者)からみて、2親等以内のご親族(内縁関係を含む)の場合には、②A=申込者(ご契約者)による利用申込み、B=利用者(患者さん)による同意書およびC=支払い者(カード名義人)による同意書の提出に加えて、③B=利用者(患者さん)の同席、④A=申込者(ご契約者)およびC=支払い者(カード名義人)の本人確認書類(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、3か月以内に発行された住民票のいずれか)のコピーの提出によりご利用いただけます

※利用規約が変更される場合は大阪府立病院機構ホームページ内の『医療情報共有プラットフォーム「Medical Gate」の利用について』に適宜、掲示いたしますので最新の情報をご確認ください。

2親等とは?

1 親等・・・父母・配偶者の父母・子・配偶者の子

2 親等・・・祖父母・配偶者の祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・配偶者の兄弟姉妹・義兄弟姉妹・孫・配偶者の孫